

IBM パスポート・アドバンテージのご契約条件

ガバメント・オプションに関する特則

この「ガバメント・オプションに関する特則」(以下、「本特則」といいます。)の条件は、「IBM パスポート・アドバンテージのご契約条件」(以下、「本契約」といいます。)の条件を変更するかまたはこれに追加されるものです。

お客様が「IBM パスポート・アドバンテージ - 登録申請書」を IBM または該当する場合にお客様のビジネス・パートナーに提出した際に、お客様は、お客様が「ガバメント・オプション」に基づいた登録をしようとしていることを示すことによって、修正なしに「本特則」の条件に同意したものとみなされます。

「本特則」で使用されているものの、「本特則」において定義されていない用語については、「本契約」において定める用語の定義に従います。

「本契約」に基づいて「ガバメント・オプション」に登録するためには、お客様は以下である必要があります。

- (1) 政府官公庁
- (2) 地方公共団体
- (3) 特殊法人
- (4) 独立行政法人

なお、これらの団体および法人のエンタープライズは、当該団体もしくは法人そのものが上記規定に合致しない限り「ガバメント・オプション」を適用することはできません。

「本特則」に基づいて、お客様には公共機関として特別な料金が適用されます。そのため、その他の料金設定ならびに割引制度および手続きは適用されません。

「本契約」第 1.11 条の「レベル別推奨数量割引料金」のレベルは、「本特則」のもとでは適用されません。